

議案第 75 号

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 22 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「）及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合」を「以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設」に改め、同条第 6 項中「又は病院」を「若しくは介護医療院又は病院」に改め、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第 4 条第 7 項及び第 5 条第 1 項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第 16 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹

底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第45条第1項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第4項から第8項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、介護老人保健施設において身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じることとすること等のため、この条例を制定するものである。